

熊本市長の登園自粛要請（延長）について

日ごろより保育園の運営に御協力及び御理解を賜り厚く御礼申し上げます。
保護者の皆様におかれましても新型コロナウイルス感染による精神的な疲れも日に日に増していかれていることと思慮いたします。

毎日の活動においても先週末より「緊急事態宣言」の発出より園外でのお散歩を中止し
戸外遊びでは園庭を中心に行っております。

少しでも子どもたちのストレスが溜まらないように保育をすすめております。

さて、今回の「登園自粛要請」も「認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む）」は、
対象から除外されております。

理由としては、認可外保育施設は「事業者（園）と保護者」が直接契約を締結しているため
に行政は関与しないということです。行政に対して申し上げたいことはありますがこの紙面に
記載するのは控えさせていただきます。

保育活動を継続することの是非についても様々なご意見もおありと存じますが、今までどおりに保育
活動を進めて参ります。諸事情があるのは重々承知の上ではありますがご対応方宜しく願います。
あくまでも、「登園自粛要請」であり、「指示」ではありませんので柔軟にお考えください。

■登園自粛要請期間（市記載の登園自粛要請の対象者は、育児休業中、休職中、求職活動中等）

※2回目 令和 2年 4月 8日（水）～ 5月 6日（水）

※3回目 令和 2年 5月 7日（木）～ 5月 31日（日）

※延長される可能性はあります。

■お願い 保護者の方がお休みで、家庭保育が可能な場合は、ご協力頂けると助かります。
(勿論、強制するものではありません。)**■職員編成について**

4/22日現在で、園児の登園率が65%程度のため職員もお休みを頂戴いたしています。
子どもたちへの保育に影響は出ないように致していますのでご理解ください。。

■保育料（給食費含む）

保育料の減免や還付はありません。（市から補償等の通達もありません。）

保育園の運営のための固定費（人件費や水道高熱費等）がどうしてもかかりますので
申し訳ありませんがご理解ください。

※保育料の納付へのご相談はさせていただきます。（時期や方法等）

■2/26にお出した書類の再確認

- ①登園前に検温し連絡ノートにご記入をお願いします。
- ②登園前の検温において37.5度以上を計測した場合は登園をお控えください。
倦怠感や呼吸器症状（呼吸困難）が見られる場合も同様です。
- ③改めて肺や呼吸器等に持病がある場合は今一度確認のためお知らせください。
- ④在園時の発熱は、37.5度以上でお迎えをお願いいたします。（従来は38度を目安）
(就労などでお忙しいと存じますがご理解ください。)
- ⑤登園時、降園時の手指消毒を必ずお願いいたします。
- ⑥園で職員及び園児の感染が確認された場合は臨時休園になる場合があります。

■万一ご家庭において感染が確認された場合は園にもご連絡をください。

園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合は2週間の登園停止になります。

勿論、園職員も同様になります。

不安な毎日をお過ごしのことと存じますが一日も早い終息を願うばかりです。

御理解と御協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

☆何かお尋ね、ご質問がありましたら園長真島までお願いいたします。